別表六（二十七）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額（6の合計）	1	円	法人税の額から控除される特別控除額（(1)と(3)のうち少ない金額）	4	円
調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）	2		調整前法人税額超過額 (1)－(4)	5	
当期税額基準額 (2)×90/100	3				

調整前法人税額超過構成額の明細					
措法第42条の13第1項各号の該当号等			当期税額控除可能額 6	調整前法人税額超過構成額 7	
第1号	当期分	①	別表六(六)「20」	円	円
第2号	当期分	②	別表六(七)「16」		
第3号	当期分	③	別表六(八)「8」		
第4号	当期分	④	別表六(九)「20」		
第5号	前期繰越分計	⑤	別表六(二十七)付表「1の③」		別表六(二十七)付表「2の③」
	当期分	⑥	別表六(十一)「15」		
第6号（平成29年改正前の第6号）	前期繰越分計	⑦	別表六(二十七)付表「1の⑥」		別表六(二十七)付表「2の⑥」
	当期分	⑧	別表六(十二)「14」		
		⑨	別表六(十二)「20」		
第7号	前期繰越分計	⑩	別表六(二十七)付表「1の⑪」		別表六(二十七)付表「2の⑪」
	当期分	⑪	別表六(十三)「16」		
第8号	当期分	⑫	別表六(十五)「17」		
第9号	当期分	⑬	別表六(十六)「17」		
第9号の2	当期分	⑭	別表六(十七)「16」		
第10号	当期分	⑮	別表六(十八)「16」		
第11号	当期分	⑯	別表六(十九)「12」		
		⑰	別表六(十九)「25」		
		⑱	別表六(十九)「35」		
第12号	当期分	⑲	別表六(二十)「8」		
第13号	前期繰越分計	⑳	別表六(二十七)付表「1の⑭」		別表六(二十七)付表「2の⑭」
	当期分	㉑	別表六(二十一)「14」		
第14号	前期繰越分計	㉒	別表六(二十七)付表「1の⑰」		別表六(二十七)付表「2の⑰」
	当期分	㉓	別表六(二十二)「15」		
第15号	当期分	㉔	別表六(二十三)「20」		
第16号	前期繰越分計	㉕	別表六(二十七)付表「1の㉒」		別表六(二十七)付表「2の㉒」
平成28年改正前の第14号	当期分	㉖	別表六(二十四)「19」		
震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項、第17条の2の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	㉗	別表六(二十七)付表「1の㉗」		別表六(二十七)付表「2の㉗」
	当期分	㉘	別表六(二十五)「20」		
震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項	当期分	㉙	別表六(二十六)「10」		
合計					(5)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六(二十七)付表において同じ。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成29年旧措置法」という。）第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成29年旧措置法第42条の６第４項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成28年旧措置法第42条の12の５第７項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。